

南伊勢町第 2 子以降の特定不妊治療に係る 助成回数追加事業について

◆助成内容

三重県特定不妊治療費助成事業の上限回数まで助成を受けた方で、第 2 子以降の特定不妊治療を受けた方に、助成回数の追加を行います。助成額は県の助成事業に準じます。

(三重県特定不妊治療費助成事業において受けた助成回数と合わせ、8 回までとする)

◆対象となる方

次の要件の全てを満たす方が助成の対象です。

- ① 体外受精及び顕微授精を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦(ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者とする)
- ② 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者
- ③ 夫婦のどちらか一方又は双方が、治療日・申請日ともに南伊勢町内に住所を有していること
- ④ 三重県知事の指定する医療機関で治療を受けたもの
- ⑤ 特定不妊治療費助成事業による助成回数を終了したもの
- ⑥ 特定不妊治療費助成事業による初回の助成を平成 26 年度以降に受けていること
- ⑦ 夫婦から出生した実子が 1 人以上いること
- ⑧ 助成の対象となる治療の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること

◆申請に必要な書類

申請には、次の書類が必要です。

- ① 南伊勢町特定不妊治療費助成事業申請書
(第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用)
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ③ 治療を受けた医療機関が発行する領収書
- ④ 世帯全員(事実婚の場合は兩人)の住民票及び戸籍謄本

※事実婚の場合は、この限りではありません。詳しくはお問合せください。

◆申請方法

必要書類をすべて揃えて、治療終了後 60 日以内に申請してください。

【お問合せ・申請先】

子育て・福祉課

電話 0599-66-1114

